

TOSHIBA
Leading Innovation >>>

グリーン調達ガイドライン



2011年5月1日
人と、地球の、明日のために。東芝グループ

東芝グループは、持続可能な
地球の未来に貢献します。

eco スタイル

目 次

1. はじめに
2. 東芝グループの環境基本方針
3. 本ガイドラインの趣旨
4. 東芝グループのグリーン調達基準
 4. 1 環境管理システム（EMS）の構築
 4. 2 調達品の含有化学物質の管理
 4. 3 東芝グループ環境関連物質リスト
5. 調達取引先様へのお願い事項
 5. 1 調達取引先様での環境保全の推進
 5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給
 5. 3 調達品の環境品質確保のための契約の締結
 5. 4 各種調査への協力
 5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査
 5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査
 5. 4. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

別表1 ランクA：禁止物質（群）

別表2 ランクB：管理物質（群）

1. はじめに

東芝グループでは、「人と、地球の、明日のために。」のスローガンのもとにCSR（企業の社会的責任）活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

このような考えのもと、東芝環境ビジョン2050を策定し、2050年のあるべき姿からバックキャストिंगして、具体的な環境活動項目とその目標値を管理しています。私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(株) 東芝
調達部
環境推進部

2. 東芝グループ環境基本方針

東芝グループは、「かけがえのない地球環境」を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、東芝グループ環境ビジョンのもと、豊かな価値の創造と地球との共生を図ります。低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指した環境活動により、持続可能な社会の実現に貢献します。

◆環境経営の推進

1. 環境への取り組みを、経営の最重要課題の一つとして位置付け、経済と調和させた環境活動を推進します。
2. 事業活動、製品・サービスに関わる環境側面について、生物多様性を含む環境への影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止等に関する環境目的および目標を設定して、環境活動を推進します。
3. 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の継続的な改善を図ります。
4. 環境に関する法令、当社が同意した業界等の指針および自主基準等を遵守します。
5. 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
6. グローバル企業として、東芝グループ一体となった環境活動を推進します。

◆環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

1. 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの両面から有効な利用、活用を促進する、積極的な環境施策を展開します。
2. ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。
3. 地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理等、設計、製造、流通、販売、廃棄等すべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組みます。

◆地球内企業として

1. 優れた環境技術や製品の開発と提供、および地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献します。
2. 相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行います。

3. 本ガイドラインの趣旨

東芝グループでは、東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達に欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝グループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、納入品）について、調達取引先様にお問い合わせの具体的な内容について示しています。

東芝グループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

4. 東芝グループのグリーン調達基準

東芝グループでは、グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のような東芝グループ共有のグリーン調達基準を定め、東芝グループのグリーン調達を推進しています。

4. 1 環境管理システム(EMS)の構築

東芝グループでは、環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システムを運用・構築し、ISO14001の認証取得を進めています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

4. 2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP（*1）における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

*1：JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。

JAMP URL : <http://www.jamp-info.com/>

4. 3 東芝グループ環境関連物質リスト

東芝グループでは、「東芝グループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA：禁止物質（群）」と「ランクB：管理物質（群）」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

区分	判断基準	該当物質（群）
ランク A（禁止物質（群））	東芝グループにおいて、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）	別表 1
ランク B（管理物質（群））	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクロードシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	別表 2

なお、業界動向等の事情から、東芝グループ各社により管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合があります。

5. 調達取引先様へのお願い事項

東芝グループでは、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しく申し上げます。なお、業界動向等の事情から、調達取引先様へのお願い事項の詳細は、東芝グループ各社により異なる場合があります。詳細につきましてはお取引させて頂いている東芝グループ各社、東芝社内カンパニー、事業部、事業所、工場等の担当窓口が発行するグリーン調達ガイドラインに示しています。（東芝グループ各社、東芝社内カンパニー、事業部、事業所、工場等の調達部門が発行するグリーン調達ガイドラインの記載内容が、本ガイドラインの記載内容より優先します。）

5. 1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み（環境方針策定・システム整備・教育実施等）をお願いします。

5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

- (1) 製品含有化学物質管理体制の構築
- (2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達（グリーン調達）の実施
- (3) 東芝グループからお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

5. 3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5. 4 各種調査へのご協力

5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) ISO14001外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
 - ・環境方針について
 - ・組織・計画について
 - ・事業の環境側面・システムについて
 - ・情報公開・教育について
- (4) その他

5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

5. 4. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) 「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- (2) 欧州REACH規則(化学物質規則の一つ)の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC：*2)の含有有無および含有量調査(MSDS plus, AISフォーム(*3)、他)
- (3) 分析評価結果の調査
- (4) その他、上記お願い事項の確実化のために必要な調査

*2：高懸念物質(SVHC：Substance of very high concern)とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

*3：MSDS plus, AIS (Article Information Sheet)とは、JAMPが推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シートです。

添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

別表1 ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する時期	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 100 ppm (*1, *2)
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm (*1, *2)
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm (*1, *2)
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm (*1, *2)
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC類、HCFC類、HBCF類、四塩化炭素等）	既に禁止	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB類）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm (*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE類）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm (*1)
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBT-O）	既に禁止	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメ	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する時期	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
	タノナフタレン（別名：アルドリン）		
A18	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：エンドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A19	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合がある）	既に禁止	意図的添加の禁止
A20	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A21	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A22	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A23	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名：DDT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A24	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：ディルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A25	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2.2.1]ヘプタン（別名：トキサフェン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A26	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する時期	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス（クロロメチル）エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 (2, 6). 0 (3, 9). 0 (4, 8)] デカン（別名：マイレックス）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール（別名：ケルセン又はジコホル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン（別名：六塩化ブタジエン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名：PFOSF）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物（A 1 4, A 1 5を除く）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm (*3)
A 4 1	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	既に禁止	意図的添加禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名： α -ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する時期	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
	名：β-ヘキサクロロシクロヘキサン)		
A45	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A46	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}] デカン-5-オン（別名：クロルデコン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A47	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	2011年7月1日以降禁止（*4）	意図的添加の禁止 かつ1000 ppm（*3）
A48	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	2011年7月1日以降禁止（*4）	意図的添加の禁止 かつ1000 ppm（*3）

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（*1）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

（*2）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。

（*3）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。

（*4）法施行の半年前に設定します。ただし、欧州REACH規則付属書XVII記載の適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

別表2 ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤（PBB類（A08）及びPBDE類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分のみ）
B06	一部のフタル酸エステル類
B07	ポリ塩化ビニル（略称：PVC）
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC類）
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC（認可対象候補物質）（*5）

（*5）欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。
分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

改訂記録表

制定：1999年12月1日

改訂：

2003年3月1日

2006年11月1日

2011年5月1日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	1999. 12. 1	新規発行
2	2003. 6. 1	環境関連物質リストの内容及び適用範囲の見直し
3	2006. 11. 1	環境関連物質リストの内容を見直し、全面改訂
4	2011. 5. 1	環境関連物質リストの見直し及び含有化学物質管理を JAMPへ変更し、全面改訂

株式会社 **東芝**

〒105-8001 東京都港区芝浦 1-1-1

調達部 電話：03-3457-2430

環境推進部 電話：03-3457-2403